

多目的ホール「避難口誘導灯」消灯に係る遵守事項

☆主催者側で避難口誘導灯の消灯操作を行うに当たっては、下記の方法・条件を遵守して下さい。

消灯を許可する公演等

- ① 消防法上、避難口誘導灯を消灯できるのは、上演中の避難口誘導灯の点灯が鑑賞効果を阻害する場合で、特に暗さを必要とされる場合に限られます。
- ② よって演出効果上、必然的と判断された場合のみ承認します。
- ③ 入場者の客層（高齢者や子供等）や公演内容によって、避難口誘導灯の消灯が危険だと認められる場合は、消灯できません。
- ④ このほか、危険防止のために避難口誘導灯の点灯が必要と認められる場合は、主催者側照明担当で客席照明を点灯して下さい。
- ⑤ 客席誘導灯（足下灯）は消灯できません。

避難口誘導灯の消灯及び点灯方法

- ① 避難口誘導灯の消灯は、当ホール担当者が客席照明と連動して操作ができるように設定し、操作方法を主催者側照明担当者に説明します。
（客席照明を消灯した場合のみ避難口誘導灯が消灯されます。）
- ② **火災発生時には、火災報知設備の作動と連動して、自動的に避難口誘導灯が点灯します。それ以外の非常事態が発生した場合は、主催者側照明担当者の方は、直ちに客席照明を点灯してください。**
- ③ 避難口誘導灯の消灯は、開演中のみとします。開演前、休憩中及び終演後等入場者が自由に行動できる時間は、客席照明を明るくして誘導灯を点灯させて下さい。

消灯の条件

- ① **消灯時間帯の限定**
避難口誘導灯の消灯は演出上特に必要となる時間帯に限定して下さい。
- ② **公演開始前アナウンス**
公演開始前に入場者に対し、場内放送により「開演中、非常口誘導灯を消灯するが、非常時には点灯する」旨を2回以上放送して下さい。
（別紙「影アナウンス原稿」参照）

【放送例文】

開演中は、ホール内の避難口誘導灯を消灯します。ほぼ真っ暗になり

ますので、もう一度避難口を確認願います。なお、非常時においては、即時点灯します。また、客席誘導灯（足元灯）は消灯しません。

③ 消灯中の入場者の案内

- i 消灯中における入場者の出入は禁止することが望ましい。
- ii ただし、これができない場合は、入場者の客席への誘導は、必ず案内者をつけること。
- iii また、避難口誘導灯の消灯を行う場合は、ホール内の各避難口には、必ず誘導員を配置してください。（別紙「ホール避難口誘導員配置図」に記入の上、当館の許可を得てください。）
- iv 主催者の責任において、案内者、誘導員には懐中電灯を所持させてください。（ユニゾンプラザでは用意しておりません。）

④ 消灯の実施

避難口誘導灯の消灯を行うときは、舞台（上手、下手）、音響、照明の各担当者と連携を密にするとともに、入場者の安全を確認して下さい。また、非常時には即点灯できるように各担当者間の連絡体制を十分確保してください。

⑤ 舞台上の安全対策

避難口誘導灯の消灯中は、暗転等で舞台照明を落とした場合、かなり暗い状態になることから、舞台転換等の移動がある場合は、補助照明の使用等により十分に事故防止に配慮してください。また、ホール担当者の指示に従ってください。

⑥ 非常時の措置

非常時には客席出入口を開放し、避難誘導に努めてください。

※ 避難口誘導灯消灯の手続き

- ① 使用日の14日前までに、「多目的ホール避難口誘導灯消灯承認申請書」を提出してください。
- ② 添付書類として、「消灯タイムスケジュール」「人員配置計画書」「避難口誘導員配置図」が必要となります。

新潟ユニゾンプラザ